

令和2年度第12回理事会議事概要

日 時 : 令和3年3月12日(金) 15:25～16:40

場 所 : 森林総合研究所特別会議室(つくば市)
(上理事、猪島理事、井田理事、高橋総括審議役、石原総括審議役、中山審議役はTV会議で参加)

出席者	理事長	浅野 透
	理事(企画・総務・森林保険担当)	矢野 彰宏
	理事(研究担当)	坪山 良夫
	理事(育種事業・森林バイオ担当)	上 練三
	理事(森林業務担当)	猪島 康浩
	理事(法令遵守担当)	井田 裕之
	監事	鈴木 直子
	監事	平川 泰彦
	総括審議役	寺川 仁
	総括審議役	高橋 和宏
	総括審議役	石原 聡
	審議役	中山 浩次
	企画部長	河原 孝行
	総務部長	青柳 浩

1. 開会

(寺川総括審議役)

令和2年度第12回理事会を開催いたします。

本日は議題が4件、報告事項が10件です。順次説明をお願いします。

I-1 令和3年度会計監査人の選定について(案)(非公表)

※矢野理事から本件の説明が行われ、審議のうえ理事会で承認された。

I-2 令和3年度計画の届出について(非公表)

※矢野理事から本件の説明が行われ、審議のうえ理事会で承認された。

I-3 組織及び事務分掌規程の一部改正について(案)

(青柳総務部長)

組織及び事務分掌規程の一部改正についてご審議をお願いしたいと思います。

改正の理由ですけれども、森林総合研究所と林木育種センターの分でございます。農林水産省から発出されました「国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて」では「増加傾向にある国際連携案件について、国際課題の解決に向けて適切に対応する。さらに、研究成果のオープン化に資する仕組みを構築する」とされたところであります。また、就業管理システム及び人事給与システムが本格稼働するなかでの給与関係業務や勤務管理業務にうまく対応するための体制が必要となってきた。

育種センター関係ですが、「業務・組織全般の見直し」において「特定母樹や優良品種等の種苗生産のための元となる苗木である原種苗木の安定供給に向けた体制を強化する。」とされ、さらに「再造林対策のため、今後都道府県等からの原種苗木の需要が急激に増加することが見込まれることから、原種苗木の安定的な生産・配付・普及に係る体制を充実・強化する。」とされたところでございます。

このようなことに対応した組織改編を行うということでございまして、次のページに具体的な主な改正点を示しています。まず①ですが研究データのオープンサイエンス化に対応するため、研究企画科内に研究基盤室を新設して研究データ管理に関する業務を行うというものでございます。②は業務・組織全般の見直しにおきまして、国際課題への対応を戦略的に推進する体制を充実・強化するとされましたので、企画部内に、海外関連・国際連携に関して総合的に業務を扱う国際戦略科を新たに設置するものです。そして現在、国際拠点で行っている業務、研究企画科で行っている海外出張者関連の業務、それと研究管理科で行っている安全保障輸出管理等を一元的に行うとするものであります。③は服務係に関することです。服務係は勤務管理者の勤務管理の補助業務を行っています。就業管理システムの稼働に伴いまして、勤務管理者による勤務時間管理業務の複雑化が始まっています。就業管理システムには職員が入力することになっているので

すが、入力が不適切だったりしますと、エラー表示が出てしまい、エラー表示が出てしまいますと、勤務時間管理者はどうしたらよいかわからないため、サービス係に問い合わせをするのですが、そういう問い合わせが増えてきていて、今後さらに在宅勤務を行う者が増えてくれば、ますます問い合わせ等がサービス係が増えてきて、サービス係の勤務管理の補助業務が過大になってくるということが考えられます。複雑化していく確認業務を適切に実施していく必要があることから、管理係を新設し、現在サービス係が行っていた勤務時間管理補助業務を移すわけですが、補助業務が拡大する前から行っていた補助業務もまとめて管理係に移しますので、サービス係に少し余力が出てきます。その部分にこれまで労務管理係が行っていた労働組合対応等の業務を持ってくるということでございます。労務管理係の業務がスクラップとなりまして、管理係の財源に使うということになります。④ですけれども、人事給与システムの稼働に伴いまして、職員課給与係と経理課支出第二係の業務が軽減されています。それに伴いまして、経理課支出第二係で行っていた給与計算を職員課給与係に移し、経理課支出第二係をスクラップすることになります。それに伴い職員の給与に関する業務については職員課給与係で一元的に行うこととなります。そのスクラップを財源として行うのが⑤になります。⑤は決算係の業務のことになるのですが、もともと業務が多かったことから決算第二係を新設しまして、業務の効率化と職員の業務負担の軽減を図ることとなっています。⑥ですけれども、生物多様性の危機は気候変動とも大きくかかわってきているので、連携協力して当該分野の研究を推進していくことが必要となっています。それに対応するため、気候変動研究室と生物多様性研究拠点を統合しまして、生物多様性・気候変動研究拠点といたします。この研究拠点に生物多様性研究室を新設するというものであります。⑦ですが、林木育種センター関連でして、冒頭お話しいたしました「業務・組織全般の見直しについて」を受けまして、育種部指導課が担っていた業務の一部である原種苗木の生産及び配付の業務を新たに育種部に設置する原種課で実施することにし、こうすることで施設型生産拠点を新設するなど安定供給体制を強化するというところでございます。また、指導課を海外協力部に移管して、講習及び指導を充実するというところで、それに伴いまして海外協力部を指導普及・海外協力部と名称変更するというところでございます。これらを行うため、この後に添付しております事務分掌規程を改正するというところでございます。事務分掌規程につきましては説明が重複してしまうため、よろしければ説明は割愛させていただきたいと思っております。

(猪島理事)

森林整備センターの組織改正について説明させていただきます。今年度をもちまして、農用地関連業務が終了しますので、農用地業務室を廃止します。これに併せまして、経理とか予算関係はこれまで森林関係と農用地関係と別々に係を設けていたのですが、農用地業務そのものの償還業務は残るのですが、室を廃止するというところで、経営関係の係は統合することとし、それ以外の強化しなければいけないところ、例えば各種業務システムの利用や新技術の対応や人材育成といったところは新たに組織を設けるということで考えております。また、現場においては、主伐等造林木販売業務が増えますので、こういったことに対応した係の改編・新設を予定しております。具体的に申しますと、

① 農用地業務室廃止。② 森林管理部に、各種システムの構築・運用・統合管理等を担う「情報技術管理係」と研修計画策定・実行等を統一的に行う「人材育成係」を新設したいと思っております。③ 北海道の水源林造成事業を広域的に行うために帯広に駐在を置くこととし、「札幌水源林整備事務所」と看板を掲げていたのですが、それを「北海道水源林整備事務所」に名称を変更することとしております。④主伐等造林木販売業務が特に増えるのは中国四国整備局管内ですが、そこに「企画役」を新設するとともに、「販売係」を廃止して「販売企画係」を設けることとしています。また、同整備局管内の鳥取・松江・高知水源林整備事務所の「総務係」を廃止し「管理係」を新設することとしています。「総務係」は庶務的な業務を主体としていますが、「管理係」は庶務的な仕事と併せて販売関係の仕事も手伝うという考えでございます。同様に⑤九州整備局管内の熊本・大分水源林整備事務所の係の改廃を行う予定でございます。

(寺川総括審議役)

ご説明ありがとうございます。このことについて何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。無いようでしたら、これで議決とさせていただきます。今回このような方向で改正させていただきます。

I－4 事業報告書と環境報告書の作成方針（案）について

(矢野理事)

事業報告書と環境報告書は、それぞれの根拠法令等に基づいてこれまで作成してきたところでございますが、①と②にありますように、事業報告書については、従来財務情報を主とした記載内容ということでしたが、新たなガイドラインが示され、令和元事業年度から「法人の長のリーダーシップに基づく、独立行政法人の業務運営の状況の全体像を簡潔に説明する事業報告書」を目指すということで、新たに非財務情報も加えて業務概要をわかりやすくまとめたものとするようになりました。当機構においても今年度作ったものはそういう方向で大きく見直して作ったところでございます。一方、環境報告書につきましては、当機構では、従来から外部説明に活用できるものとして編集に力を入れ、森林を扱う業務全般が環境貢献であるということで、省エネ等の環境情報だけではなく、機構の各業務の概要や全般的な情報などを写真や図入りで作ってきたという経緯がありまして、特に印刷物、冊子として配布・活用してきたという経過がございます。ただ、今述べましたように事業報告書の方が非財務情報を扱うということで、結果的に環境報告書と内容の重複が生じる結果となっております。どちらも作成にかなりの労力を要していますので、そういったことや報告書の使い途なども考慮して、作成方針をいったん整理する必要があると考えてのご提案でございます。対応方針ですが、事業報告書の方は特別に委員会というものがないので、環境報告書の構成等を検討している環境委員会で両報告書の記載内容の整理について議論をし、来年度以降の作成について、以下の通りの方針で行ってはどうかということでもとめた案がここに書いてあるものでございます。（１）のところですが、理事長から統合できないのかというお話もありました。将来的には、両報告書の統合も考えられると思いますが、両報告書ともにそれぞ

れ必ず書くというところと、その他の事項というところもあり、共通部分以外も網羅した統合版を作成するとすると、かなりのボリュームとなる面もありまして、使い途によっては実用性に欠けるおそれがあるという議論がありました。そのため、来年度作成するものについては、それぞれ別々に作成する中で各ガイドライン上必要とされる内容の記載は書く、業務の効率化を図る観点から、記載内容で重複する部分については、予め両報告書に活用できるように原稿を作成して共用化を図ることにしました。また、機構の業務運営の全体像を示す役割は事業報告書にシフトさせて、環境報告書については、ガイドラインに基づいた環境関係の記載事項にスリム化させるということとしました。これに伴い、これまで環境報告書は冊子として印刷しておりましたが、これを取り止めて、WEB版を作成してホームページ上で公表する形としたいと思います。これは紙を使わないという点で環境貢献の意味もあります。今まで環境報告書を対外的に活用してきた面もあり、今後は事業報告書も活用していくこととなりますが、事業報告書は財務内容も載っていますから、もう少しスリムに対外的に活用できるものもあったほうが良いのではとの議論もありました。ただそれを行いますと、せっかく効率化した意味がなくなるわけで、ここは環境委員会でも議論があったところですが、作るのであれば効率的に作るという前提で、両報告書の完成後に、必要事項をカセット化して合成した概要版を作って冊子にすることを検討してはどうかということです。現時点では結論を出さずに、やってみてからということですのでどうかと考えております。実は両報告書とも来年度作成するものの作業がスタートする時期になってきていますので、方針としては明確に示す必要があるということで、今日理事会にお諮りした上で、こういうことで来年度はやっていきたいというご提案でございます。ご審議お願いいたします。

(寺川総括審議役)

ご説明ありがとうございました。このことについて何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(鈴木監事)

2、3年前にもお伺いしたのですが、環境報告書は林業関係の高校とか教科書的に使うという部分があるということなのですが、これからWEBで配信していくこととなると、今まで公表していたところへの周知はどのように行っていたのでしょうか。

(矢野理事)

毎年お問い合わせのあるようなところへは、今年度からこういう形になるということでお知らせはすることになるかと思います。この話は環境委員会でも出まして、紙で製本して配布する、それはもらう方には確かに便利ですが、必ずしもそこまで必要があるのか、大量に紙を使うことが良いのかという議論もありました。とりあえず一回このような形でやってみてはということになりました。

(井田理事)

WEB版というのはダウンロード出来るというものですよね。

(矢野理事)

そうです。

(寺川総括審議役)

先方で印刷するなり、そういうことも可能だということです。

(浅野理事長)

だんだん教科書も電子化されていくので。

(寺川総括審議役)

そのまま電子で使われるかもしれませんね。

(寺川総括審議役)

この様な方針で進めさせていただくということでご理解をいただいたということにします。

(矢野理事)

補足ですが、環境報告書は環境委員会と、その下に編集委員会がありまして、結構な労力を使って今まで行ってきたのですが、事業報告書は今まで決算書類の付属書類で、経理部門で行ってきたものを、今年度の作成を総合調整室で行ったのですが、こちらの編集作業の体制を考えないといけないとご示唆をいただいておりますので、そこはまた改めて考えていきたいと思っております。

Ⅱ－１ 第５期中長期目標の指示及び第５期中長期計画の認可申請について

(矢野理事)

前回、前々回の理事会でお諮りしている流れでございます。中長期目標については資料の別紙１のとおり２月２６日付で農林水産大臣から指示がありまして、正式に確定しております。これを受けまして、第５期中長期計画の案としまして、別紙２にありますとおり、３月１日付で農林水産大臣あてに認可申請をしたところでございます。決裁をして認可申請をさせていただきましたことをご報告させていただきます。状況につきましては先ほど申し上げましたとおり、認可申請した内容で農林水産省と財務省との間の協議等が進んでおるということで、最終的には年度内には認可がいただけるのではないかと考えられます。中身については説明を省略させていただきます。

Ⅱ－２ 令和２年度早期退職者の認定状況について（非公表）

※青柳総務部長から本件の説明が行われた。

Ⅱ－３ 令和３年４月期新規採用の内定状況について（非公表）

※青柳総務部長から本件の説明が行われた。

Ⅱ－４ 令和２年度に開発した優良品種について

（上理事）

林木育種センターで今年度開発しました優良品種は、無花粉スギ品種（スギ）を１１品種、マツノザイセンチュウ抵抗性品種（クロマツ）を１２品種、バイオマス生産量の大きいヤナギ品種を１７品種で合計４０品種の開発となりました。下の写真はそのうちの一部となります。

Ⅱ－５ 林木遺伝子銀行１１０番の実施状況について

（上理事）

林木遺伝子銀行１１０番の里帰りの関係ですけれども、元年度までに２２２件の里帰りがありました。今年度は里帰りの時期を調整しているところでした、７件程度里帰りが実施される予定がありますので、２３０件程度になるのではないかと思います。下の写真はそのうちの一部になります。

Ⅱ－６ ．林木育種センターにおける一般職員（大卒程度）の採用について

（上理事）

令和３年８月１日採用で一般職員（大卒程度）３名の採用を予定しております。原種苗木の生産体制の整備に向けたもので、既に採用内定していた辞退者分を含めまして、３名となります。スケジュールにつきましては、今月下旬に募集を開始し、最終的には６月下旬には合格者を決定できるように募集の方を進めていきたいと思っております。

Ⅱ－７ 令和３年度における水源林造成事業の業務運営について（非公表）

※猪島理事から本件の説明が行われた。

Ⅱ－８ 森林整備センター広報誌「季刊 水源林」の発行について

（猪島理事）

この度「季刊 水源林」を発行する運びとなりました。理事長にも広報誌発行のご挨拶を寄稿いただきましてありがとうございます。今まで内部向けのニュースレターというものを発行していたのですが、外向けのものは随時必要な時にパンフレットとして発行してきたものしかなかったため、年間通じて定期的に発行する「季刊 水源林」をこの度第５期中長期計画のスタートに合わせて、発行する運びとなりました。この広報誌

としまして、森林整備センターがどんな業務を行っているか、いろいろな情報発信をしながら、また関係者の皆様方にもご意見をいただきながら、整備センターや、各出先の事務所なども身近に感じてもらえればと考えております。

Ⅱ－９ 令和２年度第２回森林保険センター統合リスク管理委員会審議概要

※石原森林保険センター所長から本件の説明が行われた。

Ⅱ－１０ 令和２年度森林保険第三者委員会審査概要

（石原森林保険センター所長）

２月１８日に森林保険審査の第三者委員会を開催しています。森林研究・整備機構が行う水源林造成事業の森林保険契約に係る損害評価事務について、損害実地調査、損害の認定及び保険金の額が妥当であるかについて外部委員に審査を行っていただくものです。出席者は３人の外部委員、オブザーバーとして鈴木監事にご出席いただいております。今回の対象は、令和２年２月から令和３年１月までの一年間に水源林造成事業に対して保険金の支払があった１８２件が対象になります。そのうちで、支払件数の多い干害、水害、凍害、この中から保険金支払額が最も大きかったものを１事例と、委員が別に選んだ３事例の６事例について審査を行っております。その結果、実地調査ならびに保険金の額等に関して指摘すべき問題点はなく、適正に処理されており妥当であるとされております。

（井田理事）

そもそもなんですが、第三者委員会審査概要となっていますけれども、第三者委員会審査を行うという規程があって行っているということなののでしょうか。

（石原森林保険センター所長）

確認後連絡させていただきます。

（井田理事）

時期が２月から１月と書いているので定期的に行われていると思われるので、どういうときに行うかという決まったものがあると思うのですが。

（石原森林保険センター所長）

時期は決まっていなかったと思います。申し訳ございませんが、確認させてください。

（寺川総括審議役）

あとで確認してください。その他１０番のことでご質問はありますでしょうか。

（浅野理事長）

もし規程がないようでしたら、簡単なものでも良いので作っておいたほうが良いと思います。

(石原森林保険センター所長)
それも含めて確認いたします。

(浅野理事長)
よろしく願いいたします。

Ⅱ－１１ その他

(猪島理事)

研究所と連携というか御指導いただいた成果にもなりますので、ご紹介させていただきます。製本が来週で今回の理事会に間に合わなくてお配りできませんでしたが、来週出来上がりしましたら配布させていただきます。今回我々森林整備センターが森林造成を行っているというのは、技術力というのは非常に求められますし、我々が水源林を担っていく理由になりますので、そういった技術というのをもっとわかりやすく、第三者にも理解していただけるように、また、職員の皆様にもわかりやすく解説できるように、この度は水源林造成事業の施業指針というものを作りました。総研の玉井森林防災研究領域長と、重永植物生態研究領域長にもいろいろご指導いただきながら作っておりまして、第5期中長期計画から加速化する育成複層林のやり方、我々整備センターが長年試行錯誤しながら考えてきたやり方というのでも解説していますし、各森林施業の目的とか手法、また、広域的機能の科学的知見に基づく解説とかも書いた、施業シーンの冊子を作りましたのでご紹介させていただきたいと思います。

(石原森林保険センター所長)

前回の理事会以降災害救助法の適用がありましたので、それについてお話しさせていただきます。具体的には令和3年福島県沖を震源とする地震による災害で福島市など8市9町、令和3年栃木県足利市における大規模火災による災害で足利市、令和3年新潟県糸魚川市における地滑りによる災害で糸魚川市、以上の19市町が災害救助法の適用になりましたので、森林保険の満期契約継続契約手続き期間を7月末まで猶予することとしておりますので、ご承知おきください。また新型コロナウイルスの感染拡大が収束していないことから2月末までとしていた同様の期間の猶予を7月末まで延長しておりますので、そちらにつきましてもご承知おきください。

(寺川総括審議役)
今年度最後の理事会ですので、浅野理事長から一言お願い致します。

(浅野理事長)

実際に顔を合わせた理事会がほとんど無いような一年でしたが、大変お世話になりました。4月に赴任したばかりで、すごく勉強させていただくことが出来たと思います。皆様に導かれ、何とか一年やってこられたと思います。今年は第4期中長期計画の最終年で評価と一緒に、次期中長期の計画も練らなければならない大きな作業の年で、皆さまの力のおかげで何とかここまで漕ぎつけられたことに、あらためて皆様に感謝したいと思います。どうもありがとうございました。今期でこのメンバーから外れる方や、退職される方もおられると思いますが、長い間この組織のためにご尽力いただいたことに心から感謝したいと思います。どうもありがとうございました。残られる方につきましても引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

(寺川総括審議役)

これで令和2年度第12回理事会を終了いたします。令和3年度第1回理事会については令和3年4月9日(金)に開催いたします。

3. 閉会